

意見公募要領

1 意見募集対象

- ・ 貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の制定案

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ウェブサイト (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載するほか、総務省情報流通行政局郵政行政部信書便事業課にて配布します。

3 意見提出方法

意見書（別添様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号、FAX番号又は電子メールアドレス）を明記の上、以下のいずれかの方法により、様式に従い意見提出期限までに提出してください。

また、提出意見は、日本語で記入して下さい。

（１）電子メールの場合

電子メールアドレス：shinsyobin_atmark_soumu.go.jp

総務省情報流通行政局郵政行政部信書便事業課 宛て

注１ 迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「_atmark_」を「@」に置き換えてください。

注２ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出して下さい（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

注３ 電子データ容量が5MBを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

（２）FAXの場合（※）

FAX番号：03-5253-5979

総務省情報流通行政局郵政行政部信書便事業課 宛て

（３）郵送の場合（※）

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館
総務省情報流通行政局郵政行政部信書便事業課 宛て

※ 意見をFAX又は郵送で提出する場合、別途意見の内容を記録したディスクでの提出をお願いすることがあります。その場合の磁気ディスク等の条件は以下のとおりです。

- ディスクの種類：追記型のコンパクトディスク（CD-R）または書換型のコンパクトディスク（CD-RW）
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）
- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名記載のラベルを貼付してください。

なお、送付いただいたディスクは、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

- (4) 電子政府の総合窓口 [e-Gov] を利用する場合
添付ファイルは利用できませんので、御注意ください。

4 意見提出期限

平成27年11月30日（月）17 時必着

（郵送の場合は、同日必着とします。また、意見の受付締切時間終了後においても、電子政府の総合窓口 [e-Gov] の意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受け付けはいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。）

5 意見提出上の注意

- ・ 意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ 提出された意見は、電子政府の総合窓口 [e-Gov] に掲載するほか、総務省情報流通行政局郵政行政部信書便事業課で配布します。
- ・ 御記入いただいた氏名（法人等にあってはその名称）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性（職業又は業種）を公表する場合があります。団体名及び団

体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

- ・ また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(別添様式)

意見書

年月日

総務省情報流通行政局
郵政行政部信書便事業課 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名
電話番号
電子メールアドレス

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案及び
標準信書便約款の制定案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙には意見の対象となる
条文等を明記すること。

(別添様式)

別紙

該当箇所	意見